

## 令和7年第4回川場村議会定例会会議録第1号

---

令和7年9月2日（火曜日）

---

### 議事日程 第1号

令和7年9月2日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番・6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第46号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第47号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第48号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第49号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第50号 川場村企業版ふるさと納税基金条例について
- 日程第10 議案第51号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第52号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第53号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第54号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第55号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第56号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 認定第 1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 2号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 3号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 4号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和6年度川場村簡易水道事業会計決算の認定について

日程第21 認定第6号 令和6年度川場村下水道事業会計決算の認定について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**出席議員（9人）**

1番	来 原 達也 君	2番	千木良 澄夫 君
3番		4番	角 田 文 雄 君
5番	津久井 俊雄 君	6番	宮 内 好美 君
7番	丸 山 敏雄 君	8番	細 谷 市 衛 君
9番	黒 田 まり子 君	10番	小 菅 秋雄 君

**欠席議員（なし）**

---

**説明のため出席した者**

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	小 林 巧 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	布 施 伸一郎 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	石 田 信 幸 君
教育委員会事務局長	横 坂 徹 君	会計管理者	春 原 久 代 君

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 忠 書 記 田 中 玲 子

## ◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和7年第4回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第4回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算、令和6年度各会計決算認定案件等、数多くの重要案件が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第4回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

今年の夏は、例年以上に暑い日が続き、熱中症アラートが熱中症予防のために気象庁と環境省とから連日発表され、各地で最高気温が35度を超える猛暑日の連続記録を更新するなど、日常生活やスポーツの場面などでも危険な暑さに対応するための対策が講じられ、かつて経験がない暑い夏となりました。この高温による稻作や果樹等の農作物の生育への影響が最小限であることを願うばかりでございます。

暑さ対策の一環で、開催時間等を一部変更しての開催となりました川場まつりでございますが、特に担ぎ手不足という課題を抱えながらも各地区区長をはじめ関係役員皆様のご尽力によりまして、中央公園をにぎやかに力強く練り歩く神輿渡御が実現し、ご来場いただいたご来賓の皆様からも感動と賛辞の言葉をいただきました。また、子ども神輿を担ぐ子供たちが元気に大きな掛け声を出しながら、とても楽しくうれしそうに練り歩く姿もまた印象的でありました。

道の駅川場田園プラザでは、夏休み期間を通じて例年を上回る来場者が訪れ、猛暑の中、連日大変なにぎわいでありました。旅行専門雑誌じゅらんによる全国道の駅グランプリ2025におきましては第1位となり、4年連続にはなりませんでしたがグランプリに返り咲きました。もう一度利用したい道の駅ランキングでも、2年連続の第1位となりました。二度、三度と訪れたくなる満足度の高さが証明をされております。

また、その一因といたしましては、多くのお客様に提供するブルーベリーやトウモロコシなどの農

産物の豊富さや飲むヨーグルトをはじめアイスクリームやチーズの原料となる生乳の供給など、地元川場村の農業の豊かさも大きな支えとなっていることと考えております。

昨年度までアメリカスター・バリー地方へ派遣をしておりました国際交流事業ですが、本年度から開催地をオーストラリアのシドニーに変えて開催され、川場学園9年生が昨年よりも多い28名が参加をいたしました。8月14日から20日までの7日間の全行程を無事に終え、参加した生徒には大きな経験とたくさんの思い出が残ったと思います。この経験をこれから学校生活に生かしてほしいと願うところであります。

そのほかにも、川場学園5、6年生の30名が参加した海辺体験教室や、川場学園8年生22名が参加したイングリッシュキャンプも滞りなく実施をされ、子供たちにとって有意義な夏となりました。

本定例会に提案する案件は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、一般会計、公営企業会計及び各特別会計の補正予算案6件、決算認定6件、報告3件、人事案件1件の合わせて21件であります。いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎開会・開議

午前9時06分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において5番津久井議員、6番宮内議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月12日までの11日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る6月23日付で、星野議員より辞職願が提出され、同日これを許可したので報告いたします。

また、6月30日付で、川場村監査委員から、議長宛てに財政援助団体等監査の結果報告書の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりですのでご承知願います。

8月5日、村長より地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番千木良議員。

[2番 千木良澄夫君発言]

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

ごみの分別収集についてお伺いします。

現在、川場村ではごみの分別を行っており、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、プラスチック等のごみ、粗大ごみに分け収集されています。分別収集は、環境保全や資源の有効活用、適正な廃棄物処理のために非常に重要なことあります。プラスチック、金属、紙などのリサイクル可能資源を再利用することで、限りある天然資源を有効活用し、守ることができます。

また、焼却ごみを減らすことで、一酸化炭素や温室効果ガスの排出量も抑えられるなどの効果が期待できます。分別収集で地域のルールを守ることが住みよい村づくりの一歩となり、将来の世代が暮らしやすい環境を残すことにもつながるものです。一人一人の意識と行動によって、大きな成果が生まれ出され、持続可能な社会実現のためにも重要なことがあります。

そこで①番、昨年度の年間の収集量及び処理費用はどのくらいになっていますか。

②番、村民の分別ルールの理解度や遵守状況はどうでしょうか。分別されていないものや不適切なもの件数はどのくらいで、その対応状況についてはどのようにしておりますか。

③番、今年の4月からプラスチックごみの分別収集が始まりましたが、ごみの減量、焼却費用の削減効果はどのくらいなのかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、川場村から排出される一般廃棄物について、昨年度の年間収集量でございますが、約1,220トンで処理費用は5,860万円となりました。令和5年度と比較をいたしますと、ごみの排出量は41トン減少いたしましたが、処理費用については430万円ほど増加をいたしました。処理費用の増加の主な要因は、二箇村清掃施設組合の負担金が320万円ほど増加し、内容といたしましては、老朽化に伴い集じん機更新のため負担金が増加したということです。

続いて、分別ルールの理解度及び遵守状況でございますが、従来行われてきた家庭ごみの分別について、おおむね理解されているようですが、繁忙期になると農業用マルチの芯やコンニヤク消毒薬の入った段ボールなどがごみステーションに出されることがあります。

このように、農業や商業を営む方の業務に係るごみは事業ごみとして扱うため、事業主の方が直接処理業者へ依頼することとなっているため、村では収集はいたしません。村では回収しない旨を対象となるごみに表示をし、適切な処理を促しております。

加えて、プラスチック製容器包装資源ごみの回収がスタートをいたしました。分別の状況は比較的良好と聞いておりますが、指定するネット以外のネットに入れる方や通常の資源ごみ収集日に出される方もおりますので、広報などを通じて周知をさせていただいております。

最後の質問ですが、4月からプラスチック製容器包装資源ごみの分別収集を始めたところですが、令和6年度の可燃ごみ排出量がおよそ472トンで、月の平均で申し上げますと39.3トンとなりました。令和7年の4月から7月の4か月で4.6トン、月の平均で申し上げますと1.2トン程度の分別が行われました。昨年度の可燃ごみと比較した場合、月の量で3.05%削減されたことになります。プラスチック製容器包装資源ごみは、かさの見た目に反して軽量であることから、排出量で見ますと、まだまだ分別が浸透していないと思われますので、引き続き分別を推進していきたいと存じます。

また、焼却費用についても、二箇村清掃組合の負担金は、前々年度の排出量から算出されるため、今年度の可燃ごみが削減できた場合、令和9年度に反映されることを申し添えたいと存じます。

家庭から排出されるごみの中にも有効活用できる資源ごみがあることを住民に周知し、環境に配慮した村づくりに努めるとともに、議員各位におかれましては、今後も村の取組について特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

[2番 千木良澄夫君発言]

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

可燃ごみの削減につきましては、清掃組合の負担金に影響するということでございますので、分別は非常に大切なことだと思います。

プラスチックごみについてでございますが、4月から始まりまして、隔週の水曜日に収集されてお

りますが、家庭においては臭いの問題や保管スペースなどで大変困っており、村民の方々から毎週行ってほしいとの声が多く聞こえてきますが、今後の対応についてお伺いします。

また、高齢者世帯ではなかなか分別が難しいと、このような話も聞きますが、その対応についてもお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　千木良澄夫議員の再質問にお答え申し上げます。

この件に関しましては、区長会や座談会等においても同様の意見がございましたので、川場村におきましては、私も出席をしているところでございますけれども、廃棄物減量等推進審議会が設置をされておりまして、去る7月30日に審議をしていただいたところでございます。収集運搬費が増加するということになりますので、当面の間は、隔週でやっているんですが、月によって5週ある月については収集をするということをやって、これは広報を通じて村民に周知をするということでありますが、これからまだあと半年ありますので、その半年の様子を見ながら次年度の収集計画については判断をしたいと。1回増やすことによっての経費も随分かかりますので、今年については先ほど申し上げましたように、月に5週目があるという月については実施をすると、増加をするということをこの7月30日の審議会で協議をしていただいたということになりますので、今年度についてはそういう状況で様子を見たいということあります。

お年寄りにはなかなか理解できないというところもあると思いますので、そういった点においては、各ごみステーションのところで、やはりそういうきちんと分別収集をされているところといいかげんにやっているところがありますので、そういったところに係が出向いて、その地区ごとの指導もしていきたいということになりますので、大方皆さんにはご理解をいただいて良好な分別が行われてきたということになりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　千木良議員。

〔2番　千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君）　ご答弁ありがとうございました。

確かに4月からスタートということで、状況を見てということで、来年の4月からは予算を確保して回数を増やしていただければと、このように思っております。

また、粗大ごみの収集でございますが、これにつきましても年2回体育館前の駐車場で行っております。かなりの数量が集まりますが、年2回ということで収集日まで長期間保管しておかなければならず、スペースや衛生面での課題もございます。不法投棄を防ぐにも回数を増やしたらと、このように思いますが、今後の対応についてお伺いします。

○議長（小菅秋雄君）　住民課長。

[住民課長 安藤秀昭君発言]

○住民課長（安藤秀昭君） それでは、再質問のお答えをさせていただきます。

粗大ごみ収集につきましては、千木良議員からおっしゃられたように年間2回ということで6月、12月ということで実施させていただいております。粗大ごみ収集につきましては、管内の各市町村において実施しているのが昭和村と川場村でございます。昭和村につきましては、年1回の収集でございます。収集につきましては、二箇村清掃施設工場のほうに直接搬入ができますことから、こちらについては年2回で実施していきたいという考えであります。

この理由に関しましては、経費の負担、それから地区の衛生委員さんにもご出席いただきご協力いただいているところであります。こちらについても衛生委員さんの負担を減らすことも考え、年2回ということが適正ではないかと思っております。

以上、簡単ながら再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 千木良議員。

[2番 千木良澄夫君発言]

○2番（千木良澄夫君） ありがとうございました。

昭和が1回、川場が2回ということで、直接搬入できるというPRをもう少ししっかりしていただければ、わざわざそこで収集をすることもないのかなと思いますので、その辺のPRをしっかりとしていただければと思います。ごみ処理費用や人員の制約等があるのは理解はできます。人口も減少しており排出量の変化も想定されますので、住民の生活環境や環境衛生への影響は大きく、現場の実情に則しての検討を行っていただきますようお願い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 次に、6番宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

既に報道等で周知の、関東建設工業株式会社の社員等による桐生市での入札妨害事件ですが、群馬県をはじめ県内の自治体でも指名停止措置を取っていますが、同じような時期に莫大な公費を投入して100年後を見据えた庁舎を建設した川場村においては、現在までにどのような対応をしてきましたか。つまり、指名停止などの措置は講じられたのか。また、指名停止等の措置を取ってこなかったとしたら、その理由はいかがなものか併せてお伺いします。

次に、この新庁舎ですが、積雪地域のこの川場村において外階段というのは考えづらい施設ですが、昨年からの降雪等により安全確保のためとはいえ閉鎖し、使用できない状態が続きました。村長の説明では、庁舎外階段の降雪対策については、建設に当たった関東建設工業株式会社に提案型で見積り等をお願いしているとの説明がありました。

このような事態に至っている現在、庁舎外階段の降雪対策をどのようにお考えなのか、進捗状況等について説明をいただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

〔村長　外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君）　宮内好美議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず1つ目の御質問の入札妨害事件で、社員が起訴された関東建設工業株式会社の指名停止を考えているかについてであります。6月20日の新聞報道により桐生市役所の新庁舎建設工事の一般競争入札で公正な競争を妨害したとして、県議や関東建設工業の社員が逮捕され、8月13日に起訴された報道がされました。この関係で、指名停止の要領・要綱・内部規定について職員に調べさせたところ、建設工事入札審査会設置要綱の中に、所管事項として競争入札参加の資格の取消し等に関する事と示されておりますが、他市町村の状況を見ますと、細部にわたった要綱が整備されていることから、本村にあった例規を整備をさせ、それに基づき指名停止を執行する予定でございます。

次に、庁舎の外階段の降雪対策として、当初予算計上時、私から関東建設工業株式会社に提案・見積りをもらう説明を議員の皆さんへ説明をいたしました。この件につきましては、関東建設工業株式会社より見積書を頂いておりまして、設計管理費は別といたしまして、工事見積額が税抜きで1,000万円程度がありました。

工事の概略を説明いたしますと、主体構造は鉄骨造りで、外壁が鉄骨下地に杉材の縦格子ルーバーと雪吹き込み防止ネットで、屋根構造は片流れで鉄骨下地でガルバリウム鋼板瓦棒葺きとなっております。

見積りを検討しているところに今回の事件が起こったため、現在は保留となっております。いずれにいたしましても、現在は保留となっておりますが、現状を鑑み、関東建設工業以外にこれから見積り等をまたお願いをして、冬期までには調整・検討してまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、宮内好美議員の一般質問の答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君）　6番宮内議員。

〔6番　宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君）　答弁ありがとうございました。

ここで、本村の事実確認をしておきたいと思います。関東建設工業株式会社が川場村の競争入札参加者の資格を取得した時期と経緯について教えていただきたい。また、今までに関東建設工業が川場村から請け負った工事の時期と内容についても同様に教えていただきたいと思います。

次に、庁舎の外階段の補修工事のただいま説明いただきまして、関東建設工業以外の企業にもこれから考えるということですけれども、今期定例会において予算化されていない、見積りが出て1,000万程度という話だったんですけれども、ということは、今年の冬も外階段は閉鎖で対応するとい

うことなのか、併せてお伺いします。

○議長（小菅秋雄君）　村長。

[村長　外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君）　宮内議員の一般質問にお答えをいたします。

前半の2件につきましては、ちょっと暫時休憩をいただいて答弁をしたいと思っておりますが、後半の外階段のことではありますけれども、先ほど言いましたように見積りを頂いて1,000万円程度というところで出たところで止まっている状況であります。その下見積りを頂いたものを今違うところにまた再考をお願いをしているところでありますので、12月の定例議会に提出をして、今年の冬にはそれができるよう、暫時努力をして、皆様方に今年はあそこを通行止めにしないということで、これからやってまいりたいと思います。

前の質問の入札参加の入った時期と、あとは関東建設工業が仕事をしたことにつきましては、ちょっと休憩をいただきまして答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（小菅秋雄君）　ここで暫時休憩を取ります。

午前9時32分休憩

---

午前9時41分再開

○議長（小菅秋雄君）　休憩前に引き続き再開いたします。

村長。

[村長　外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君）　宮内好美議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目でございますが、関東建設工業株式会社が川場村の競争入札参加の資格を取得した時期と経緯についてでございますが、平成23年度から2年ごとに申請をいただき、書類内容を確認をさせ入札参加の一覧表に登録されておりますので、平成23年度ということですが、それ以前につきましては、資料がなく確認ができませんでした。

続きまして、関東建設工業株式会社が川場村から請け負った工事の時期と内容についてでございますが、7件ございまして、まず1つ目でございますが、村道奥太郎線道路及び橋梁新設工事、取付道路と橋梁でございますが、これが平成30年の9月であります。

2つ目でありますが、社会資本総合整備事業、村道谷地生品線の橋脚の工事でございまして、村道谷地生品線の橋脚で令和元年の8月です。

3つ目でございますが、これは村の発注ではございません。川場村土地開発公社の発注でございますが、令和3年度川場村拠点整備に伴う造成工事でございます。これが令和3年の5月。

4つ目でありますが、これが役場の新庁舎の建設工事であります、令和3年度川場村役場新庁舎

建設工事、役場庁舎の新設工事でありますと、令和4年の1月です。

続きまして、5つ目でありますと、川場村の新拠点における木質バイオマス熱利用設備・太陽光発電設備の導入事業であります。木質バイオマスの熱利用の設備・太陽光発電の設備導入事業でありますと、令和4年の9月であります。

6つ目でございますが、令和5年度川場村防災トイレ建設工事であります。防災トイレの建設工事で令和5年の6月です。

最後、7つ目でございますが、令和5年度の川場村第2工区造成工事、これは役場下の駐車場の整備でございますが、この造成工事で令和5年の8月ということで、以上7件になっております。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） ありがとうございました。ついでにお手間を取らせて大変ご苦労さまでした。

最後の質問なんですが、先ほど村長ちょっと触れました外階段の関係で再度お伺いしたいと思います。12月の補正で対応されるということですけれども、それ以前に見積り、それから設計というんですか、これらは準備ができると思いますので、工事そのものは予算確保の後になると思うんですけども、できるだけ早く施工していただき、利便性を与えていただければと思います。

次に、先ほども村長觸れましたが、川場村の建設工事入札審査会の設置要綱、これを整備するということでございますけれども、既に他の自治体でも措置を取っておられて、川場村でも要綱を設置されていて、第2条で資格の取消し等に関する事とこの中で、以前にも対応したことがございますので、それらの内容の整備は、スキームといいますか時間的にこれからどのぐらいの時期までにやって、どのぐらいにその措置を取っていくのか、もしお考があるのであれば村長にお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） 再質問にお答えをいたします。

まず外階段でございますが、おっしゃいますように12月ということでありますので、12月初旬の議会で承認をいただくということでありますと、事前に見積り等は準備を進めておりまして、12月の定例議会でご承認をいただいた後、速やかに工事等をやって今年の積雪には対応得るということで実施をしていきたいと思っております。

また、2点目の入札の停止の関係でございますけれども、8月13日に起訴されたという時点で、本来ですと速やかにやろうということでございましたら、そういうような状況でありますので、他市町村との状況を鑑みて、10月1日に執行できるように整備をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） ご答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、6番宮内議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

◎日程第5 議案第46号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第46号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第46号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

人事院規則の一部改正に準じ、妊娠又は出産等の旨を申し出た職員及び3歳に達するまでの子を養育する職員に対する育児に関する両立支援制度等の意向確認の措置を設ける等、所要の改正を行う必要があるため、川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第47号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第47号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第47号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日施行されることに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充するため、川場村職員の育児休業等に関する条例の一部改正を提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第48号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第48号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第48号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名番号管理機能の実装と番号利用条例の整備を必要とすることから、川場村行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第49号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第49号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第49号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正

する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う事業者に対して、固定資産税が課税免除される規定ですが、根拠法となる地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正をされ、対象施設の設置期限が延長されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第50号 川場村企業版ふるさと納税基金条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第50号 川場村企業版ふるさと納税基金条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第50号 川場村企業版ふるさと納税基金条例について、提案説明を申し上げます。

地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、寄附金を適正に管理し、当該事業の実施に必要な費用に充てるため、川場村企業版ふるさと納税基金を設置するものであります。

企業版ふるさと納税制度では、原則的に、寄附を頂いた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附金を充てることとなっておりますが、本基金を設置することで翌年度以降の事業にも寄附金を当てることが可能になることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、同基金の設置を提案するもので

あります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号 川場村企業版ふるさと納税基金条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。再開は10時15分からお願ひいたします。

午前10時00分休憩

---

午前10時15分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎日程第10 議案第51号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第51号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第51号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,764万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億683万円とするものであります。

歳入の主なものは、地方特例交付金72万3,000円、地方交付税21万5,000円、国庫支出金1,349万円、県支出金474万8,000円、繰越金1億2,021万9,000円、諸収入15万円、村債1,070万円をそれぞれ追加し、繰入金8,260万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

第2款総務費は2,539万3,000円を追加計上いたしました。旧中学校施設管理委託料10

6万9, 000円、企業版ふるさと納税基金積立金250万円、Jアラート受信機及び周辺機器更新1, 078万円、不足額給付金995万円を追加いたしました。

第3款民生費は195万7, 000円を追加計上いたしました。国民健康保険事業特別会計繰出金31万4, 000円、後期高齢者医療特別会計繰出金49万5, 000円、延長保育事業補助金等97万円を追加計上いたしました。

第4款衛生費は2, 675万3, 000円を追加計上いたしました。地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業委託料2, 600万円、美しいむらづくり助成金50万円等であります。

第6款農林水産業費は514万5, 000円を追加計上いたしました。クマ出没対策緩衝帯整備事業147万4, 000円、林道作業道総合整備事業補助金522万円等であります。

第8款土木費は260万2, 000円を追加計上いたしました。下水道事業会計繰出金であります。

第10款教育費は579万5, 000円を追加計上いたしました。川場学園校務支援システムデータ移行手数料24万5, 000円、発掘調査作業委託料39万6, 000円、生品前原遺跡発掘調査費補助300万円、村地域クラブ活動費用等103万8, 000円、第一体育館LED照明リース代77万1, 000円等であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明いたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

[総務課長 小林 巧君発言]

○総務課長（小林 巧君） それでは、令和7年度川場村一般会計補正予算（第2号）の細部説明をいたします。

令和7年度川場村の一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ6, 764万5, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億683万円とするものです。

4ページをご覧ください。

第2表地方債補正になります。補正前の起債の限度額が1, 570万円、緊急防災・減災事業債、当初で群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備工事の負担金でございます。補正後の限度額が2, 640万円、1, 070万円の増加になっております。

11ページの12委託料の中の国よりのJアラート全国瞬時警報システム受信機と周辺機器の更新の整備に充てる起債でございます。

5ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳入でございます。

補正予算の歳入合計は29億3, 918万5, 000円で、各款の補正額はご覧のとおりでござい

ます。補正額の合計は6, 764万5, 000円で、歳入合計を30億683万円とするものです。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。

補正前の歳出合計は29億3, 918万5, 000円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は6, 764万5, 000円で、歳出合計は30億683万円とするものです。

補正予算額の財源内訳ですが、国庫支出金が1, 823万8, 000円で、地方債が1, 070万円で、その他が1, 561万円で、一般財源が2, 309万7, 000円でございます。

7ページをご覧ください。

歳入の詳細説明になります。

9款1項1目地方特別交付金、令和7年度の額が確定されまして増額分です。72万3, 000円でございます。

8ページをご覧ください。

14款2項3目衛生費国庫補助金、節で3節環境衛生補助金になります。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1, 295万3, 000円でございます。

歳出でページ13ページに、4款1項3目環境衛生費12節委託料の中に事業があります。その事業の2分の1補助となります。

15款2項4目農林水産業県補助金2節林業費補助金、指定管理鳥獣害対策事業交付金110万6, 000円、林道作業道総合整備事業補助金348万円、豚熱まん延防止に係る緊急イノシシ対策事業、7頭分で、1万円の補助ということになっております。7万円でございます。

9ページをご覧ください。

18款1項1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金8, 400万円の減でございます。

19款1項1目繰越金、これにつきましては令和6年度の決算額の2分の1を基金に、1億6, 600万円を積立てましたとして、その残りの額を繰越金といたしました。1億2, 021万9, 000円でございます。

10ページをご覧ください。

21款1項2目総務債、緊急防災・減災事業債1, 070万円でございます。

11ページをご覧ください。

歳出の詳細説明になります。

2款1項3目財産管理費10節の需用費、修繕費でございます。旧農協跡地の中村屋さん裏側のフェンスが倒壊したための修繕費でございます。68万2, 000円でございます。

12節委託料、旧中学校での支障となる支障木の伐採をするための委託料でございます。旧中学校施設管理委託料106万9, 000円でございます。

13節使用料及び賃借料、テレビ受信料でございますけれども、NHK受信料で公用車3台分15

万円でございます。

24節積立金、このその他積立金につきましては、企業版ふるさと納税基金の積立てでございます。  
250万円でございます。

8目同報無線維持管理費12節委託料、先ほど起債のところで説明させていただきましたが、Jアラート受信機及び周辺機器の更新でございます。1,078万円でございます。

12目生活支援対策事業費でございます。18節負担金補助及び交付金、住民税の不足額の給付金でございます。追加分で995万円でございます。

12ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金31万4,000円でございます。

3目老人福祉費27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金49万5,000円でございます。

13ページをご覧ください。

4款1項3目環境衛生費12節委託料、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業委託料2,600万円でございます。

14ページをご覧ください。

4款1項3目18節負担金補助及び交付金、美しいむらづくり助成金50万円でございます。

6款2項2目林業振興費12節委託料、川場村クマ出没対策緩衝帯整備事業147万4,000円でございます。

15ページをご覧ください。

その続きでございますが、18節の負担金補助及び交付金、団体補助金で林道作業道総合整備事業補助金522万円でございます。

8款4項1目公共下水道事業費27節繰出金、下水道事業会計繰出金260万2,000円でございます。

10款1項2目事務局費11節役務費、川場学園校務支援システムデータ移行手数料24万5,000円でございます。

16ページをご覧ください。

10款4項5目埋蔵文化財調査費12節委託料、発掘（試掘）調査作業委託料39万6,000円でございます。

18節負担金補助及び交付金、生品前原遺跡発掘調査費補助300万円でございます。

17ページをご覧ください。

10款5項1目保健体育総務費の中の13節使用料及び賃借料でございます。照明の更新といたしまして、川場村第一体育館LED照明のリース代でございます。ここに掲載されているのは6か月分で77万1,000円でございます。7年リースの契約の予定でございます。

以上、細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。黒田議員。

[9番 黒田まり子君発言]

○9番（黒田まり子君） お願いします。ページが14ページです。14ページの一番下になります。

林業費の最後のところですね、川場村クマ出没対策のところをもう少し詳しくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

[むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言]

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 近年、熊の出没が全国的に非常に増えているというところで、事業といたしましては緩衝帯整備でございます。熊出没のエリアをきれいにするというか、熊が潜むような、通ってくる場所をなくすようにということで、緩衝帯整備を2か所行います。この事業費ということで147万4,000円を充てさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

[9番 黒田まり子君発言]

○9番（黒田まり子君） 2か所というのはどこになりますか。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

[むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言]

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 1か所目は萩室になります。コバヤシモトキチさん宅、すみません、個人名を出してしまって申し訳ない、ちょっと奥のほうに萩室の四差路があるんですが、そこの四差路から北上、その辺の森林ですね。北に向かいまして380メートルほどを10メートル幅で森林整備、間伐ですとかあと刈り払いとかそういうことを行います。

2か所目なんですが、谷地になります。岩観音の北の部分でございます。北側の山でございます。こちらもまた10メートル幅で120メートルの緩衝帯の整備を行うということでおざいます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

[9番 黒田まり子君発言]

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。今年は2か所ということですが、村全体と考えたらまだそういう緩衝帯が必要な部分もあると思いますが、これからもそういうところは必要な場合はやっていく方針ですか。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

[むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言]

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） これからも進めていきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。津久井議員。

[5番 津久井俊雄君発言]

○5番（津久井俊雄君） 15ページです。6の2の3治山林道費の18節負担金補助及び交付金の520万というのがありますと、団体等補助金、林道作業道総合整備事業補助金というのがありますが、これをもう少し説明をしていただきたいと思いますが、どの場所でどこに補助金を交付するのかということです。お願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

[むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言]

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 質問にお答えいたします。

場所は別所になります。別所線というんですか、作業道の整備というところなんですが、富士山の神社があるところから別所に向かいまして、総延長1,010メートル、いろんな支線もありますけれども、1,010メートルの作業道の整備でございます。

それから補助を行うのは利根沼田森林組合でございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

[5番 津久井俊雄君発言]

○5番（津久井俊雄君） ありがとうございました。非常に現在、材木も安いということで間伐をはじめ林業に対する事業が行われておりますが、非常にありがたいことで、続いて作業道が開設されることを望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。葉原議員。

[1番 葉原達也君発言]

○1番（葉原達也君） 13ページ、4款1項3目の12の委託料2,600万円、国庫金2分の1だそうですけれども、この事業の内容を、ちょっと高額なので教えていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

[むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言]

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 先日の議会全員協議会でも回答させていただきましたが、川場村の再生可能エネルギー、現在、太陽光発電ですかバイオマス発電やっておりますが、それに農業系の畜産系のバイオマスの発電を加えたいというところで、その辺の川場村全体としての計画づくりの費用でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　　葉原議員。

〔1番　葉原達也君発言〕

○1番（葉原達也君）　　説明があったそうですけれども、ちょっと高額なのでもう一度確認しました。  
以上です。

○議長（小菅秋雄君）　　ほかに質疑ありませんか。千木良議員。

〔2番　千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君）　　17ページをお願いします。保健体育費の使用料及び賃借料で川場村第一体育館LED照明リース代ということで、当初でなく今から6か月分という計上ですが、これについてのいきさつをお願いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君）　　教育事務局長。

〔教育委員会事務局長　横坂　徹君発言〕

○教育委員会事務局長（横坂　徹君）　　経緯につきましては、川場学園開設に伴いまして、第一体育館を学校体育及び部活動で使用し始めたのですが、あまりにも水銀灯が暗過ぎて競技にならないということで、学校のほうから何とかならないかと相談があつたため、急遽見積りをして今回見積りが提出されたことによって予算計上させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　　千木良議員。

〔2番　千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君）　　前々から暗いというような、部活以外で暗いというようなお話を出ていましたので、せっかくの川場学園スタートのときにやはり整備をしてスタートすべきだったのではないかと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君）　　ほかに質疑ありませんか。角田議員。

〔4番　角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君）　　歳出の11ページですが、2款1項3目の12の委託料、施設管理委託料の106万9,000円、川場中学校の施設の管理というのですが、どこの施設か、それとどなたに管理委託をするのかお願いします。

それともう1点、17ページの10款5項の10のスポーツ施設修繕費24万9,000円、これはどこを修繕するか、お願いします。

○議長（小菅秋雄君）　　これはそれぞれ違いますか。総務課長。

〔総務課長　小林　巧君発言〕

○総務課長（小林　巧君）　　角田文雄議員の質問にお答えいたします。

11ページの3目財産管理費の委託料12節の委託料でございますけれども、旧中学校施設管理委

託料となっております。旧中学校でかなり木の伐採が必要な箇所が見受けられまして、危険な木もありますので、その伐採を委託するものでございます。下見積りは武尊造園に頂いております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

[教育委員会事務局長 横坂 徹君発言]

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） 17ページの角田議員の質問にお答えをさせていただきます。

修繕費、スポーツ施設の修繕費の箇所なんですが、スポーツクラブの弓道場側の壁が雪害によって大きな穴が開いております。そちらのほうちょっと見栄えが悪いので修繕をしたいと考えております。下見積りは関工務所さんに頂いております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

[4番 角田文雄君発言]

○4番（角田文雄君） 分かりました。スポーツ施設のテニスコートの修繕費、あれはどうなっているんですか。まだ修理していないようなんですねけれども。6月補正に計上して通ったような気もするんですが、いまだに修繕されていないと思う。あそこはテニス、子供たちが使うので大変危険かなと思うんだけども、早急な修繕をお願いしたいと思います。まだやっていないですよね。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

[教育委員会事務局長 横坂 徹君発言]

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） テニスコートなんですが、テニス部の部活が11月頃終わりますので、11月着工に向けて現在進めております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

[4番 角田文雄君発言]

○4番（角田文雄君） 分かりました。早急にできるだけ早くお願いします。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。黒田議員。

[9番 黒田まり子君発言]

○9番（黒田まり子君） ページ17ページになります。すみません、16、17にかかるくるんですが、川場村地域クラブ活動指導者の謝金とそれから消耗品、それから保険料等が入っておりますが、この川場村地域クラブ活動とその指導料についてお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

[教育委員会事務局長 横坂 徹君発言]

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） 黒田議員の質問にお答えをさせていただきます。

地域クラブ活動に関する経費でございますが、まず指導者謝金、消耗品、保険代というふうに今回

計上させていただいたんですが、現在、10月より部活の地域移行ということで事業を進めております。今のところ8団体の方たちが指導者としてクラブとして申出をしていただいております。10月の第2週の土日につきましては、部活動を一切学校で行いませんという動きになりつつありますので、川場村として第2週の土日を地域移行の日ということで現在推進をしてまいっております。その8団体のうち指導者の謝金ということで1時間当たり1,600円、おむね1回につき2時間、それで第2週の土日どちらかということですので、6日間を予定しております。6ヶ月ですので6日間です。

それに対しまして、その指導者の活動保険料と謝金を計上させていただきました。消耗品につきましては、各8団体が子供たちを受け入れるために必要な経費ということで1団体2万円ずつ16万円ということで消耗品を計上させていただいております。

また、これから事業を展開していく上で3月末において事業の精査に入りますので、また3月補正にて精査をさせて、必要であれば計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田議員。

[9番 黒田まり子君発言]

○9番（黒田まり子君） ありがとうございます。その8団体はどのような団体か種類が分かるといいと思います。それから、子供たちの対象年齢はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

[教育委員会事務局長 横坂 徹君発言]

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） まず対象年齢は、部活の地域移行ということなので川場学園の7年生から9年生を予定しております。8団体につきましては、剣道、グラウンドゴルフ、サッカー、フットサル、陶芸、弓道、バレー、吹き矢の8団体となります。もう一度繰り返します。グラウンドゴルフ、弓道、サッカー、フットサル、陶芸、剣道、吹き矢、バレー、ターゲットバードゴルフの8団体でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

[5番 津久井俊雄君発言]

○5番（津久井俊雄君） 先ほどの黒田議員の質問に関連するわけでございますが、今度部活から地域スポーツのほうへ移るということだと思いますが、一応補助金を受けたり活動する団体でございますから、やはり我々議員もそうですし、村民もその内容、活動、規則なりそういうものを知ることが必要かと思いますので、やはりその辺がどういう分野になっているかな、どういう関連で指導者が来ているのか、活動の範囲とかいろいろ経費の問題もありますし、それからスポーツ協会との関連もきっとあると思いますので、それをまとめて説明いただくようなことはできるでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

[教育委員会事務局長 横坂 徹君発言]

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） 先日、川場学園において、部活動の今後の予定等を説明させていただきました。今後いろいろなものが決定され次第、村民の方、また議員さんに周知をさせていただきたいと思っております。駆け込みのような形でいろいろスポーツ協会ですとかスポーツ少年団、文化協会の方に何回か繰り返しながら会議をしているんですが、村民全体にというのはまだお知らせしていないので、今後チラシ等、周知をさせていただいたり、必要があれば出向いて説明するような機会もありましたら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

[5番 津久井俊雄君発言]

○5番（津久井俊雄君） 分かりました。予算に関連しますので、補助金の交付を受けるからにはやはりそういうことが必要ではないかということを私は申し上げました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第52号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第52号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第52号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 480万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5, 810万8, 000円とするものであります。

歳入の主なものは、都道府県支出金270万6, 000円、繰越金1, 774万2, 000円、諸収入404万3, 000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、主な歳出でありますが、保険給付費の療養諸費等に2, 866万円を追加し、国民健康保険事業納付金の額が確定したことによる693万3, 000円の減額、国民健康保険被保険者に対し、疾病予防事業等を行う経費として、保健事業費に270万7, 000円を追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月27日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 9ページ、歳出ですけれども、2款1項1目18節負担金補助及び交付金でございますが、その他負担金で現物給付となっております。1, 866万円でございますが、この内容につきまして何を何人分、この金額になるのか教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 布施伸一郎君発言]

○健康福祉課長（布施伸一郎君） こちらにつきましては、国保連に対する診療報酬の支払いということになっておりまして、毎月請求が来るわけでございますが、人数につきましてはまとまっておりますので、何人分というのがまだ出ていないという、最終的に出る、確定するようなものでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第53号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第53号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第53号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,362万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,490万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料56万6,000円、国庫支出金246万9,000円、県支出金122万2,000円、繰越金1,997万8,000円をそれぞれ追加し、繰入金66万2,000円を減額するものであります。

次に、主な歳出でありますが、保険給付費100万円、地域支援事業費の介護予防事業費に303万円、諸支出金の国庫等への償還金として1,958万円をそれぞれ追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月27日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 9ページ、歳出の7款諸支出金1項2目22節償還金利子及び割引料ですがれども、この償還金の内容について教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 布施伸一郎君発言]

○健康福祉課長（布施伸一郎君） こちらにつきましては、6年度事業が確定したための精算になります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第54号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第54号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第54号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億639万7,000円とするものであります。

歳入でありますが、後期高齢者医療負担金2万8,000円の返還により、一般会計繰入金の医療給付費を同額で減額し、事務費繰入金は52万3,000円、繰越金197万3,000円を追加するものであります。

次に、歳出でありますが、総務費の総務管理費に50万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金に1万8,000円、予備費として197万3,000円を追加するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第55号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第55号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第55号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

収益的収入の水道事業収益に440万円を追加し、補正後の総額を7,063万2,000円とし、収益的支出の水道事業費用に440万円を追加し、補正後の総額を7,880万8,000円とするものであります。

収益的収入の主な要因ですが、水道料金収入による440万円で1期110万円の年4期分を追加するものであります。

収益的支出の主な要因ですが、職員の手当21万5,000円、水道料金調定システムクラウド移行委託料190万3,000円、公営企業会計事務委託料160万3,800円、消費税の中間申告分41万4,000円、水道料金過年度還付金10万円をそれぞれ追加するものであります。

なお、本案につきましては、8月27日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明

といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 2ページの実施計画ですけれども、収益的収入及び支出のところで伺います。ここは一番見やすいかと思いますので。本来、事業収入であります給水収益、本年度当初予算では3,591万5,000円で補正が440万円となっております。

一方、支出でございますけれども、この収入に対して当然発生するのが消費税でございます。3,591万5,000円に対して35万6,000円が消費税として計上されております。

今回、補正が440万円で41万4,000円の補正となっております。この消費税の計算というのはどういう理屈で当初よりも今回の440万円で41万4,000円となるのか説明をいただけたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

[田園整備課長 石田信幸君発言]

○田園整備課長（石田信幸君） 宮内議員の質問にご回答します。

消費税の計算ですが、昨年度の支払った消費税のおおよそ55%が中間申告分になるというふうに会計士さんのほうにご指示がありまして、昨年度の消費税の139万8,300円の55%、おおよそ76万9,000円となりますので、今回41万4,000円を補正するものであります。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 会計士さんの指導というのは分かるのですけれども、どう考えてもですよね、当初の金額の半額という話であれば当然今回も半額になるわけですから。35万6,000円という金額と同額が半額ということになるんじゃないですか。これ44万円となっているのが私は理解ができないという質問なんですけれども。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

[田園整備課長 石田信幸君発言]

○田園整備課長（石田信幸君） 当初予算を取る段階で昨年度分の消費税を今年の6月に支払ったわけですけれども、当初予算を取る段階では6月に支払った消費税の額が見込めていなかったということでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 当初の予定で1年間の消費税というのは計上されないということなんですね。今後もそれでは、消費税というのは当初で1年間の消費税の計上はされずに2回で払っているから中間で補正でまた追加すると、そういうやり方、システムなんですか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

[田園整備課長 石田信幸君発言]

○田園整備課長（石田信幸君） 今年度については、中間、12月に支払って3月にまた補正をする予定でございます。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 再度伺います。普通、予算の策定というのは、前年度の1年間の消費税額が分かっているわけですから、細かく出さなくとも当初で1年間を見積もって出すということにはならないんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

[田園整備課長 石田信幸君発言]

○田園整備課長（石田信幸君） 今後そのようにしていきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

[6番 宮内好美君発言]

○6番（宮内好美君） 以後、戸惑うようなやり方をしないで、当初からきちんと取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第56号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第56号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

収益的収入の下水道事業収益に213万円を追加し、補正後の総額を1億6,132万9,000円とし、収益的支出の下水道事業費用に213万円を追加し、補正後の総額を1億6,133万円とするものであります。

収益的収入の主な要因ですが、預金利息1,000円、一般会計繰入金212万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

収益的支出の主な要因ですが、職員の手当52万6,000円、公営企業会計事務委託料160万3,800円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、資本的収入ですが、47万3,000円を追加し、補正後の総額を5,152万8,000円とし、資本的支出に47万3,000円を追加し、補正後の総額を1億327万円とするものであります。

資本的収入の主な要因ですが、一般会計繰入金であります他会計負担金47万3,000円を追加するものであります。

資本的支出の主な要因ですが、工事請負費47万3,000円を追加するものであります。  
なお、本案につきましては、8月27日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第56号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を採

決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 認定第1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第17 認定第2号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第18 認定第3号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第19 認定第4号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第20 認定第5号 令和6年度川場村簡易水道事業会計決算の認定について

◎日程第21 認定第6号 令和6年度川場村下水道事業会計決算の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、認定第1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第21、認定第6号 令和6年度川場村下水道事業会計決算の認定についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、認定第1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和6年度川場村下水道事業会計決算の認定についてまでの6件につきまして、一括してご説明申し上げます。

認定第1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第4号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額が前年度比24.2%減の42億3,160万7,124円、歳出総額が前年度比24.9%減の39億85万5,719円となり、歳入歳出差引き額は3億3,075万1,405円となりました。このうち1億6,600万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

歳入の概要でございますが、歳入のうち最も重要な財源である村税は歳入総額の9.2%を占め、前年度に比べ818万6,000円の減額となりました。また、歳入の37.4%を占める地方交付税は、前年度に比べ8,468万6,000円の増額となりました。国県支出金につきましても、補助事業を最大限活用したことで、前年度に比べ4,169万8,000円の増額となりました。村の借入金であります村債は、臨時財政対策債をはじめ農林水産業債、土木債、教育債を借り入れました

が、前年度に比べ12億3, 687万4, 000円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、歳出の予算現額40億956万3, 000円に対する執行割合は97. 3%となりました。

目的別に構成比の高い経費から見てみると、総務費9億8, 211万4, 000円で、構成比は25. 2%、教育費9億2, 319万円で、構成比は23. 7%、民生費5億7, 150万4, 000円で、構成比14. 6%となっております。

これらの支出を性質別に見ますと、投資的経費が、役場新庁舎建設事業等の完了により、前年度比66. 9%減の8億3, 237万9, 000円となりました。

一方、義務的経費につきましては、公債費が増加した結果、全体では前年度比14. 8%増の13億3, 212万5, 000円がありました。このような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は89. 6%で前年度に比べて、2ポイントの増加となりました。経常収支比率は全国的に増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる中、本村では平均より低い比率に抑えることができました。この数値は、決算内容により毎年変動する要素を持っておりますので、今後も経常収支比率を少しでも低下させるよう健全財政の確保に努力していきたいと考えております。

以上、一般会計の決算に対する総括的なご説明を申し上げましたが、執行面における内容や効果、実績等につきましては、お配りしてございます説明書をご覧いただきたいと思います。

なお、細部につきましては、会計管理者に説明させますのでよろしくお願ひいたします。

次に、令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康と生活を守るため、特定健康診査及び特定保健指導の実施、生活習慣病予備群に対しての保健指導プログラムの実施など、健康保持・増進に取り組んでまいりました。

また、群馬県や関係機関と連携を図り、安定的な運営となるよう適正な事業運営に努めているところであります。

決算の状況ですが、歳入が前年度に比べ6. 3%減の4億2, 174万9, 963万円で、歳出が7. 9%減の3億8, 600万6, 652円となり、歳入歳出差引き額は3, 574万3, 311円となりました。このうち1, 800万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和6年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康寿命の延伸に重点を置き、介護予防事業などを効果的かつ効率的に実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制づくりに努めてまいりました。

決算の状況ですが、歳入が前年度に比べ2. 8%減の4億8, 743万9, 545円、歳出が4. 5%増の4億4, 736万72円となり、歳入歳出差引き額は4, 007万9, 473円となりました。このうち2, 010万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいりました。

決算の状況ですが、歳入が前年度比に比べ9.3%増の1億570万6,404円で、歳出が前年度比9.5%増の1億373万1,753円となり、歳入歳出差引き額は197万4,651円となりました。全額、翌年度への繰越金といたしました。

続きまして、認定第5号 川場村簡易水道事業会計決算の認定について及び認定第6号 川場村下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

川場村簡易水道事業及び川場村下水道事業につきましては、ともに特別会計から事業・業務及び会計を令和6年4月1日より引き継ぎ、地方公営企業法の財務規定等を適用し、複式簿記・発生主義に基づく公営企業会計方式による経理を開始いたしました。令和6年度決算は、地方公営企業法適用後、初年度の決算に当たり、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、令和6年度川場村簡易水道事業会計決算についてですが、給水戸数1,100戸、給水人口2,921人に対し、安心安全で安定した水の供給をいたしました。また、簡易水道事業として設置されている施設の維持管理を万全に期するため、建設改良工事として浄水場濁度計及び電動弁の交換工事、萩室地区本管の埋設工事、合わせて3件を企業債690万円を発行して実施いたしました。維持管理費として、漏水復旧工事を1件、漏水をはじめとする修繕を12件行いました。

決算の状況ですが、収益的収支として収入額7,673万2,707円、支出額8,417万1,368円となり、損益計算では、当年度純損失851万1,162円となりました。資本的収支では、収入額1,043万5,000円、支出額1,532万1,903円となり、収支差引き額480万6,903円は、補墳財源を充てて支出いたしました。

最後に、令和6年度川場村下水道事業会計決算についてですが、下水道の普及率は87.5%であり、公共用水域の水質の保全と快適な生活環境の確保のため、下水処理場の維持管理とし、電気室空調機更新等の工事を6件、マンホールポンプ場関係の工事を4件、合わせて10件を企業債850万円を発行して実施をいたしました。また、繰越事業の下水道事業計画策定業務を1,273万円行いました。

決算の状況でしたが、収益的収支として収入額1億8,682万4,272円、支出額1億6,196万7,149円となり、損益計算では、当年度純利益2,258万4,478円となりました。資本的収支では、収入額6,401万3,371円、支出額1億4,606万7,099円となり、収支差引き額8,205万3,728円は補墳財源を充てて支出をいたしました。

以上、令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算から令和6年度川場村下水道事業会計決算につきまして提案説明をいたしましたが、川場村一般会計及び川場村後期高齢者医療特別会計を除く各会計に

つきましては、去る8月27日に開催されました各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

[会計管理者 春原久代君発言]

○会計管理者（春原久代君） それでは、令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算書の7ページをお開きください。

最初に、歳入について主なものをご説明いたします。

まず、1款の村税ですが、収入済額は3億8,834万4,813円で、前年度より約810万円の減額、2.1%の減少でした。収納率につきましては、前年度と同率の99.9%となりました。不納欠損額の合計は15万8,788円で、内訳につきましては、1項の村民税が13万788円の2件分、2項の固定資産税が2万800円の2件分、また、3項の軽自動車税が7,200円の1件分となっています。

なお、減額となった主な要因は、定額減税の影響により、1項の村民税が減少したことや評価替えに伴い2項固定資産税が減少したことなどが要因と考えられます。

一方では、次の8ページになりますが、4項の村たばこ税が村内にコンビニエンスストアが開店したことにより大幅に増加いたしました。

続いて、10ページをお開きください。

10款地方交付税の収入済額は15億8,532万3,000円で、普通交付税の全国的な総額の増加により前年度より8,468万6,000円の増額、5.6%の増加でした。

次に、下のページの13款使用料及び手数料の収入済額は5,782万1,567円で、前年度より約370万円の減額、6.2%の減少です。

1項使用料の主な収入は、田園プラザ、各施設の使用料をはじめ体育館やテニスコートなどの使用料、また、スポーツ広場や歴史民俗資料館、むらの学習館などの使用料になります。

なお、4目土木使用料の収入未済額は15万円で、内容は1節の道路使用料として道路占用料の1名分になります。

続いて、次の12ページをお開きください。

2項手数料の主な収入は、戸籍手数料をはじめ学童保育料、また粗大ごみや一般廃棄物の処理手数料などになります。

なお、5目商工手数料のうち、1節の案内板設置手数料の収入未済額8,000円については1件分になります。

次に、14款国庫支出金ですが、収入済額は5億6,927万7,381円で前年度より約2,560万円の増額、4.7%の増加でした。増加となった主な要因は、下のページの6目教育費国庫負

担金において、小中一貫校整備事業として川場学園校舎増築工事に伴う公立学校施設整備費負担金が交付されたことや、次の14ページの2項1目の総務費国庫補助金において、標準準拠システム移行対応事業に伴うデジタル基盤改革支援補助金の交付、また、下のページの6目教育費国庫補助金において、小学校既存校舎改修に伴う学校施設環境改善交付金などが交付されたことによる増加となります。

次に、16ページをお開きください。

15款の県支出金ですが、収入済額は1億7, 546万9, 045円で、前年度より約1, 600万円の増額、10. 1%の増加でした。増加となった主な要因は、次の18ページの4目農林水産業費県補助金において、小規模農村整備事業補助金や森林、竹林整備事業のためのぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金等の増加によるものになります。

次に、17款の寄附金ですが、収入済額は2億9, 285万7, 300円で前年度より約1億1, 040万円の増額、60. 6%の増加となりました。

次に、20ページをお開きください。

18款の繰入金ですが、収入済額は4億7, 428万5, 000円で前年度より約1億5, 050万円の減額、24. 1%の減少となりました。1項の基金繰入金につきましては、各基金からの繰入金になります。

次に、下のページの2項特別会計繰入金につきましては、下水道事業会計へ支出した繰出金を事業縮小となつたため繰り戻したものになります。

次に、19款繰越金の収入済額は8, 973万7, 751円で、こちらは前年度からの繰越金になります。

次に、22ページをお開きください。

21款村債の収入済額は3億5, 580万3, 000円で、前年度より約12億3, 680万円の減額、77. 7%の減少です。

内容は、1項1目の臨時財政対策債、3目の農林水産業債、4目の土木債、7目の教育債になります。

以上、令和6年度の歳入合計は、予算現額40億956万3, 000円、収入済額42億3, 160万7, 124円、不納欠損額15万8, 788円、収入未済額38万9, 795円となりました。

なお、予算額に対する執行率は105. 5%です。

続いて、歳出について、主なものをご説明いたします。

25ページをお開きください。

最初に、1款議会費の支出済額は前年度とほぼ同額の5, 050万2, 472円となりました。主な支出は、人件費や議員活動経費などになります。

次に、2款総務費の支出済額は9億8, 211万3, 937円で、前年度より約17億6, 280

万円の減額、64.2%の減少です。減額となった主な要因は、役場新庁舎の建設事業等が令和5年度で完了したことによる減少になります。

1項総務管理費1目一般管理費における主な支出は、人件費や一般行政事務に要した経費になります。

次に、26ページをお開きください。

3目財産管理費においては、役場庁舎等の維持管理費や標準準拠システム移行対応業務委託料、また基金積立金などになります。

次に、下のページ、4目企画費においては、ふるさと納税返礼品経費や代替バス運行補助金などになります。

次に、28ページをお開きください。

7目村活性化推進費における主な支出は、てんぐ山公園施設管理委託料や地域創生推進交付金を活用した移住促進イベント企画実施委託料、また、秋の味覚、旅行などをテーマにインフルエンサーを活用した動画発信委託料等に要した経費になります。

次に、32ページをお開きください。

3款民生費の支出済額は5億7,150万4,120円で、前年度より約120万円の増額、0.2%の増加です。

1項社会福祉費における主な支出は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、また、後期高齢者医療特別会計への繰出金や福祉医療費、また、障害福祉サービス給付費などになります。

次に、34ページをお開きください。

2項児童福祉費における主な支出は、児童手当や子育て支援金、また学童保育やかわば森のこども園への負担金などになります。

次に、下のページの4款衛生費ですが、支出済額は1億3,085万1,303円で、前年度より約590万円の増額、4.8%の増加です。

1項保健衛生費における主な支出は、各種予防事業や母子保健事業、また健康増進事業等に要した経費になります。

次に、39ページをお開きください。

2項清掃費の主な支出は家庭ごみの収集や分別処理事業、また沼田市外二箇村清掃施設組合への負担金などになります。

次に、6款農林水産業費の支出済額は2億6,587万5,340円で、前年度より約9,390万円の増額、54.7%の増加です。増加となった主な要因は、42ページになりますが、2項林業費2目の林業振興費において企業版ふるさと納税寄附金を原資としたウッドビレジ川場への補助金や県補助金を活用した森林、竹林整備事業、また有害鳥獣対策事業費の増額などが主な要因となります。

続いて、下のページ、7款商工費ですが、支出済額は1億999万7,814円で、前年度より約

4, 080万円の減額、27. 1%の減少です。

主な支出は、次の44ページ、2目観光費において観光施設等の指定管理委託料や観光施設等の修繕工事、また観光業界への業務委託料などに要した経費になります。

次に、8款土木費ですが、支出済額は2億2, 861万4, 951円で、前年度より約240万円の減額、1. 1%の減少です。主な支出は、下のページの2項道路橋りょう費1目道路維持費において村道の除雪委託料や県補助金を活用した村道富士山線舗装補修工事、また3目の橋りょう費においては栄橋の橋梁補修工事等に要した経費になります。

また、次の46ページの4項の下水道事業費については、下水道事業会計への繰出金になります。

下のページの10款教育費の支出済額は9億2, 319万439円で、前年度より約2億7, 230円の増額、48. 1%の増加です。増加となった主な要因は、次の48ページ、2目の事務局費において、川場学園校舎増築工事及び既存校舎の改修工事等を実施したことによる増加になります。

次に、53ページをお開きください。

6項保健体育費の主な支出は、スポーツ施設管理運営委託料や給食調理業務委託料、また、給食用材料購入などに要した経費になります。

次に、54ページをお開きください。

12款公債費の支出済額は、5億1, 570万5, 086円で、前年度より約1億4, 020万円の増額、37. 3%の増加となりました。

以上、令和6年度の歳出合計は、予算現額40億956万3, 000円、支出済額39億85万5, 719円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1億870万7, 281円です。

なお、予算額に対する執行率は97. 3%です。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

ここで、川場村代表監査委員より決算審査の意見書が提出されていますので、決算審査報告をお願いします。代表監査委員、宮内 実君。

[代表監査委員 宮内 実君発言]

○代表監査委員（宮内 実君） 監査委員の宮内でございます。監査委員を代表しまして、令和6年度決算審査結果等のご報告をさせていただきます。

さきに村長から、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項に基づき審査に付されました令和6年度川場村一般会計及び特別会計3件、公営企業会計2件の歳入歳出決算審査及び同附属書類並びに基金の運用状況審査につきまして、去る8月21日及び22日の2日間、役場第202会議室において、角田監査委員とともに厳正、慎重に審査し、先般、その結果を監査意見として村長に提出いたしました。

審査結果の詳細につきましては、令和6年度川場村一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用

状況並びに公営企業会計決算報告の審査意見書に記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、審査結果の概要を申し上げます。

まず、令和6年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額42億3,160万7,124円、歳出総額39億85万5,719円、歳入歳出差引き額3億3,075万1,405円であり、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は3億3,075万1,405円の黒字でありました。また、この実質収支から前年度の実質収支を除いた単年度収支については、5,839万4,346円の赤字となっております。また、財政調整基金への積み立てた実質単年度収支については、1億9,097万2,583円の赤字がありました。

令和6年度の主要な事業は、小中一貫校校舎建設事業、標準準拠システム移行対応業務、地方創生応援税制事業、橋梁補修工事、デジタル田園都市国家構想交付金事業などそれぞれの事業において、創意工夫がなされ、財政的にも厳しい状況の中で、積極的に事業が進められたことが認められます。

歳入につきましては、村税が歳入全体の9.2%と低く、主たる財源は地方交付税37.4%、特定財源の国県支出金13.9%、地方債8.3%などに依存している現状であります。地方交付税、国県支出金の安定確保を図るとともに、年度間の調整機能を有する地方債の有効的な活用を図り、適正な財政運営をしていかなければならぬと感じております。

歳出につきましては、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費が13億3,321万5,000円で歳出全体の34.2%を占めており、前年に比べ14.8%増加しております。義務的経費は経常的に支出が義務づけられ、あるいは任意に削減することができない経費であり、この割合が高くなると財政構造の硬直化を招くおそれがあります。

一方、普通建設事業が主体の投資的経費は8億3,239万9,000円で、歳出全体の21.3%であり、前年度より66.9%減少しております。この要因は、新拠点整備事業によるものです。

次に、財政力指数は、0.24で前年度と変わりなく、実質公債費率15.8%と前年度より2.8%増加しております。この実質公債費率が高くなるほど財政硬直化の一因となりますので、財政面で慎重な配慮をしなければならないと思っています。

川場村においては、国の地方創生の方針に歩調を合わせ、住みよい村づくり、雇用創出、子育て支援等の具体的な施策に戦略的に取り組んでいることは高く評価するところです。

今後も人口減少、超高齢化社会に伴い財政への長期的な影響が懸念される中、財政的には厳しい状況が続くものと予想されますが、引き続きより一層の努力をお願いしたいと思います。

財政運営の状況ですが、川場村が可能な限りにおいて健全な財政のために十分な努力をしているか、次の3項目に着目し、財政運営の適否を判断いたしました。

まず、歳入歳出の均衡が取れた計画的な財政運営であるか。次に、財政構造は健全に維持されているか、そして、最後に住民に対して十分な配慮と努力が積極的にされているかを審査した結果、適正

に事務が処理されており、計数等の誤りも認められず、令和6年度の一般会計決算は適正妥当であると認めます。これから川場村においては、新拠点エリアの整備、小中一貫校の整備に伴う起債の償還も多額となります。地方自治法及び地方財政の趣旨にのっとり、不要な支出は極力控えることにより、財政の健全化と適正化を図るよう要望します。

次に、各特別会計公営企業会計の決算ですが、各会計とも適正に経理が処理されており、格別非違の点は認められませんでした。村民の保健福祉と生活環境整備等の向上に向けての努力が感じられました。これからもそれぞれの事業について、最小限の経費で最大限の効果が得られるよう、より一層の努力をお願いいたします。

なお、特別会計において、経理状況や関係書類等も整備されており、適正であると認められます。

次に、基金の運用状況の審査ですが、積立基金である財政調整基金、減債基金、その他の基金の令和6年度末の基金残高は11億7,638万4,481円になります。これらは、条例に基づき適正に運用されているか、運用益の取扱方法はどうか、運用状況を示す書類にて確認をしたところ、これらは適正に処理されていると認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、村長から審査に付託されました令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率につきましては、審査いたしましたところ、いずれも適正であると認められました。この結果を審査意見書として村長に提出いたしましたことを併せてご報告いたします。

川場村民が健康で安心して暮らせ、そして活力ある村、幸福を実感できる村づくりのため、行政と議会の皆様方のさらなるご尽力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、決算審査報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、令和6年度決算審査報告を終わります。

代表監査委員には、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

日程第16、認定第1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第21、認定第6号 令和6年度川場村下水道事業会計決算の認定についての件までの6件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和6年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第6号 令和6年度川場村下水道事業会計決算の認定についての件までの6件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続いて、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

決算審査特別委員会を委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、議場において開催いたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますので、ご了承願います。

---

## ◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月3日から9月11日まで休会とし、9月12日は議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月11日まで休会とし、9月12日は午後1時30分から本会議を開催しますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時58分散会